

府中市福祉サービス第三者評価受審費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、福祉サービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）に対し、東京都における福祉サービス第三者評価の実施について（指針）（平成24年9月7日付24福保指第638号東京都福祉保健局長通知。以下「東京都指針」という。）に基づき、東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関（以下「評価機関」という。）が実施する福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）の受審費用の一部を助成することにより、第三者評価の早期の普及に寄与することを目的とする。

(助成金の交付対象となる福祉サービスの種類、助成額及び上限額)

第2 助成金の交付対象となる福祉サービスの種類、助成額及びその上限額は、別表に定めるとおりとする。

(助成対象者)

第3 助成金の交付を受けることができる事業者は、次に掲げる要件に該当する団体とする。

- (1) 別表に定める福祉サービスのいずれかを実施すること。
- (2) 前号の福祉サービスの提供を行う事業所を府中市内に設置し、運営していること。
- (3) 東京都指針に基づく第三者評価の結果の公表について同意すること。
- (4) 第三者評価の受審費用について、国、東京都その他の地方公共団体等の助成の対象となっていないこと。

(助成金の交付要望等)

第4 助成金の交付を受けようとする事業者は、交付を受けようとする年度の前年度の9月30日までに要望書に見積書又は第三者評価の受審費用が確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、要望書の提出期限を延期させることができる。

2 市長は、前項に規定する要望が適当であると認めるときは、当該要望に係る助成金につき、予算措置をするものとする。

3 市長は、当該助成金に係る予算が議決されたときは、通知書により第1項の規定による要望書の提出をした者に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第5 助成金の交付を申請しようとする事業者は、申請書に見積書又は第三者評価の受審費用が確認できる書類を添付して、当該交付を受けようとする年度の6月30日までに市長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定等)

第6 市長は、第5の規定による申請を受けたときは、当該申込みの内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、通知書により当該申請を行った事業者に通知するものとする。

(記載事項の変更等)

第7 助成金の交付決定を受けた事業者（以下「助成事業者」という。）は、申請書の記載事項を変更し、又は第三者評価の受審を中止しようとするときは、速やかに申

請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、承認の可否を決定するものとする。この場合において、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により承認の可否を決定したときは、通知書により助成事業者に通知するものとする。

(受審報告等)

第8 助成事業者は、第三者評価の受審が完了したときは、交付を受けようとする年度の3月31日までに報告書に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 評価機関の発行する評価報告書の写し

(2) 契約書等の写し

(3) 領収書の写し

(助成額の確定)

第9 市長は、第8の規定による報告を受けたときは、速やかに助成額を確定し、通知書により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10 助成事業者は、第9の規定による通知を受けたときは、依頼書により速やかに市長に対し、助成金の交付を請求するものとする。

(助成金の交付)

第11 市長は、第10の規定による請求を受けたときは、速やかに当該請求を行った助成事業者に対し、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還等)

第12 市長は、助成金の交付を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 第三者評価の受審が不正な手段で行われたとき。

(2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(様式)

第13 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第14 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年9月27日要綱第73号)

この要綱は、平成17年9月27日から施行する。

付 則 (平成18年10月13日要綱第89号)

この要綱は、平成18年10月13日から施行する。

付 則 (平成19年5月10日要綱第75号)

この要綱は、平成19年5月11日から施行する。

付 則 (平成20年10月2日要綱第108号)

この要綱は、平成20年10月2日から施行する。

付 則（平成22年4月16日要綱第51号）

この要綱は、平成22年4月16日から施行する。

付 則（平成24年4月26日要綱第51号）

この要綱は、平成24年4月26日から施行する。

付 則（平成24年10月1日要綱第101号）

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則（平成26年3月31日要綱第38号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月30日要綱第37号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年12月14日要綱第139号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（令和元年6月3日要綱第14号）

この要綱は、令和元年6月3日から施行する。

付 則（令和6年8月21日要綱第78号）

この要綱は、令和6年8月21日から施行する。

別表（第2）

助成金の交付対象となる福祉サービスの種類、助成額及び上限額

区 分	福祉サービスの種類	助成額	上限額
高 齢 者 サ ー ビ ス	訪問介護	第三者評価の受審費用の総額に2分の1を乗じて得た額	30万円
	訪問入浴介護		
	訪問看護		
	通所介護		
	認知症対応型通所介護		
	短期入所生活介護		
	特定施設入居者生活介護		
	福祉用具貸与		
	居宅介護支援		
	介護老人保健施設		
	軽費老人ホーム（ケアハウス）		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
	小規模多機能型居宅介護		
	看護小規模多機能型居宅介護		
	地域密着型通所介護		
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	第三者評価の受審費用の総額	60万円
障 害 者 サ ー ビ ス	居宅介護	第三者評価の受審費用の総額に2分の1を乗じて得た額	30万円
	短期入所（医療型）		
	宿泊型自立訓練		
	放課後等デイサービス		
	児童発達支援事業		
子育て支援 サ ー ビ ス	認可保育所（社会福祉法人等が設置するものを除く。）	第三者評価の受審費用の総額（公定価格の第三者評価受審加算を受けている場合にあっては、受審費用の総額から15万円を差し引いて得た額）	60万円（公定価格の第三者評価受審加算を受けている場合にあっては、45万円）
	認定こども園		
	認証保育所A型・B型	第三者評価の受審費用の総額	60万円
	認可外保育施設（ベビーホテル等）		

備考

- 1 この表において「軽費老人ホーム（ケアハウス）」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する軽費老人ホームのうち、介護利用型軽費老人ホームをいう。
- 2 この表において「特定施設入居者生活介護」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく居宅サービスで、特定施設サービス計画に基づき、有料老人ホーム又は軽費老人ホーム（ケアハウス）に入所している要介護者に対して行うサービスをいう。
- 3 助成額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 この表において「社会福祉法人等」とは、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人及び公益財団法人、平成26年度時点で都のサービス推進費の対象となっている宗教法人及び個人をいう。
- 5 この表において「公定価格」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。